

国営施設応急対策事業 (国営かんがい排水事業特別型)	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
--------------------------------------	--------	--------------------

目 的

食料の安定的な生産に不可欠な基盤である国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該調査の結果に基づく施設の機能保全に係る整備を行うほか、老朽化等による機能低下がみられる場合における施設長寿命化計画の作成及び当該計画に基づく機能保全整備等を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。（平成24年度創設）

事業の内容

1 応急対策

不測の事態が発生した場合に、その詳細な情報を把握しつつ、二次被害の防止等を図るために最小限必要な内容について定めた応急対策計画に基づいて行う。

2 原因究明等調査

不測の事態が発生した施設における発生原因の究明調査、耐震性の点検・調査、対策工法の検討、老朽化等による機能低下がみられるものにおいては施設長寿命化計画の作成を行い、必要に応じて土地改良事業計画の案を作成するための調査を行う。

3 対策事業

原因究明の結果を踏まえ、施設の機能保全を目的とした農業用排水施設の変更を行う。

事業採択等調査期間

原因究明等調査及び応急対策の実施期間及び対策事業の採択期間 平成24年度～令和3年度までの10年間

採 択 要 件

1 対象施設

国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む）

2 末端支配面積

末端支配面積がおおむね500ha（畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業についてはおおむね200ha（畑に係るものにあつては100ha）、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、おおむね100ha)以上のもの。

3 実施要件

(1) 応急対策

- ・事態発生 の責任の所在の明確化が困難なもの
- ・緊急性があり、かつ即応しない場合、二次被害や第三者被害の発生のおそれがあるもの

(2) 原因究明等調査

- ・調査・設計・施工・管理にわたり原因の所在の特定が困難なもの
- ・施設の機能・周辺地域に影響を及ぼしているもの、又は及ぼすおそれがあるもの

(3) 対策事業

- ・応急対策の対象施設を含め、施設の更新又は補修・補強を行う必要があるもの
- ・1箇所あたりの事業費が2,000万円以上であること

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	原因究明等 調査	定額	—	—	—	
	応急対策及 び対策事業	2/3	19.4	9	5	